

住民登録  
2月1日現在  
人口 72,890 (+51)  
(男 34,784)  
(女 38,106)  
世帯数 19,909 (+38)

# 広報 みおだて

3月号 (No. 212)

■編集と発行 大館市役所  
(電話) 42-1212  
■発行年月日 昭和50年3月1日  
■発行日 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかったり、配布が遅いときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可(1部5円)

## 違反のない明るい選挙にしましょう

統一地方選挙もあと1カ月余に迫り、まちも何かとあわただしさを増してきました。今年行われる選挙は、4月13日の県知事と県議選を皮切りに、4月27日の市長、市議会議員、また、7月には農業委員の選挙が予定されているほか農協理事選挙等からみて、今年は「身近かな選挙の年」といえるようです。

統一地方選挙は身近なが故に問題を引き起こしやすい選挙ですが、違反をしては、せっかくの明るい選挙をめざす運動にヒビが入りかねません。

今年の選挙は、立候補者も、有権者も深い見識のもとにきれいな選挙を行はず、明るい選挙、違反のないまちづくりの実現を図ろうではありませんか…

### <投票日>

知事選挙 ..... 4月13日  
県議会議員選挙

市長選挙 ..... 4月27日  
市議会議員選挙

統一地方選挙迫る!



### 重度身障者には「郵便投票」

公職選挙法が改正され、身体に重度の障害があり、投票所に行けない人のために、郵便による不在者投票の制度が設けられました。

●郵便による不在者投票のできる人は、身体障害者手帳と戦傷病者手帳を持っている人で、

身障手帳の場合、その障害部位が両下肢、体幹でその程度が1級と2級、心臓、心臓、心臓、呼吸器が1級と3級。

戦病者手帳の場合、障害部位が両下肢、体幹でその程度が特別項症、第1・2項症、心臓、呼吸器が特別項症、第1・第3項症と、それぞれ記載されている方が該当します。

また、障害の部位が記載されていない手帳(例えば、「脳出血」による「機能障害1級」と記載されている手帳)を持っている人でも、その障害の部位と程度が上記に該当すれば対象になります。

郵便投票を行うには、市の運管に「郵便投票証明書の交付申請」をしてから「証明書」をもらい、その後に「投票用紙等の請求書」を運管に提出します。そうすると運管では投票用紙と投票封筒を本人に送り、本人はこれに投票しようとする人の名前を自筆して、運管に送る、という手順です。投票用紙の請求できる期間は、投票日の前4日午後5時までになっていますが、郵便期間を十分見込んで、早めに手続をするようにしてください(くわしくは運管におたずねください)。

### [明るい選挙にするために]

- 選挙に金や物を金や物をもとめない
- 金や物をもとめない

### 市長選挙は記号式投票

市長選挙の記号式投票は、昭和42年の市長選挙から実施しておりますが、過去の例をみても、両方に○印をしたり、落書きをしたりしている場合が見受けられます。このような記載はすべて無効になりますので、投票際際には下記の記載例に従って、無効投票をしないよう十分ご注意ください。

(記載例)

### [無効です]

縦の真中だから

両方に記したから

両方だから		縦の真中だから		両方に記したから	
○	×	○	×	○	×
秋田B次郎	大館A太郎	秋田B次郎	大館A太郎	秋田B次郎	大館A太郎
候補者氏名	け○るを欄つ	候補者氏名	け○るを欄つ	候補者氏名	け○るを欄つ

### [有効です]

Aに投票する場合は

Bに投票する場合は

Aに投票する場合は	
○	け○るを欄つ
秋田B次郎	大館A太郎
候補者氏名	

Bに投票する場合は	
○	け○るを欄つ
秋田B次郎	大館A太郎
候補者氏名	

両方だから	
○	け○るを欄つ
秋田B次郎	大館A太郎
候補者氏名	